

# 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正(概要)令和3年12月1日公布 ～ 事業所の便所(トイレ)の設置基準について ～

## 【改正前】

- 男性用と女性用に区別すること。
- 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者60人以内ごとに1個以上とすること。
- 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上とすること。
- 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1個以上とすること。

## 【改正の内容】

### (1)基本方針

男性用と女性用に区別して設けることが原則であること。

### (2)少人数の事務所における例外

同時に就業する労働者の数が常時10人以内である場合は、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、「独立個室型の便所」(※1)を設けることで足りることとする。

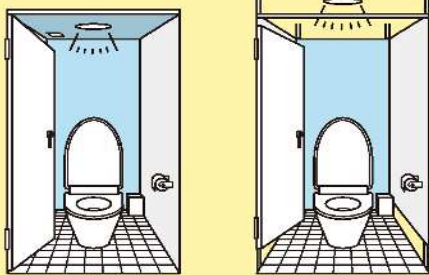
### (3)男性用と女性用に区別した便所を各々設置した上で付加的に設ける便所の取扱い

男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所の便房、男性用小便所及び女性用便所の便房をそれぞれ一定程度設置したもの※として取り扱うことができるものとする。

※男性用大便所又は女性用便所の便房の数若しくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする当該事業場における同時に就業する労働者の数について、独立個室型の便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減ずることができることとする。

## (※1)「独立個室型の便所」のイメージ

▶「独立個室型の便所」とは



- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等※で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である  
※視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✓ 1 個の便房により構成されている

### ●「バリアフリートイレ」について

車椅子使用者に対応した便房や、オストメイト対応の推薦器具を設けている便房からなる便所も、上記の要件を満たしていれば独立個室型の便所に該当します。

## POINT

【例】同時に就業する労働者数が男性 65 人、女性 65 人である場合

【便所の設置基準】 ●男性用と女性用に区別すること ●男性用大便所の便房数：同時に就業する男性労働者 60 人以内ごとに 1 個以上 ●男性用小便所の箇所数：同時に就業する男性労働者 30 人以内ごとに 1 個以上 ●女性用便所の便房数：同時に就業する女性労働者 20 人以内ごとに 1 個以上 等

(1) 男性用と女性用に区別した便所のみを設けた場合の必要数

男性用大便所	2 個
男性用小便所	3 箇所
女性用便所	4 個

(2) 「独立個室型の便所」を 1 個設けた場合の必要数

必要数を算定する際の男性労働者数 65 人→55 人、女性労働者数 65 人→55 人となるため

独立個室型の便所	1 個
男性用大便所	1 個
男性用小便所	2 箇所
女性用便所	3 個

## 厚生労働省が啓発する「独立個室型の便所」の使用のルール

### ● 決めておきたいルール&マナー

独立個室型の便所の場合、1つの便房を男女が共用することになります。個々の作業場における便所の設備や設置場所、男女比率等によって異なりますが、風紀上の問題や心理的な負荷、異常事態発生時の対応について労働者の意見を聴く機会を設けたり、衛生委員会等で調査審議、検討等を行ったりすることにより、あらかじめルールを定めておきましょう。

- 消臭や清潔の保持についてのマナー
- 盗撮等の犯罪行為の防止措置
- 外部から解錠できるマスターキーの管理
- サニタリーボックスの管理方法
- 非常用ブザーの設置
- など

【出典】厚生労働省パンフレット

『ご存じですか？職場における労働衛生基準が変わりました』より